

農業・食品産業技術総合研究機構 業務実績報告書（抜粋）

3 生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進

中期目標

（１）食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）及び水産基本法（平成13年法律第89号）等の基本理念を踏まえた「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第2条に規定する生物系特定産業技術をいう。以下同じ。）の開発に関する国の施策を実現する方策の一つとして、生物系特定産業技術に関する基礎的な研究開発を促進する。

このため、

ア 生物の持つ様々な機能を高度に利用した新技術・新分野を創出するための基礎的、独創的な研究を通じて、農林水産物の高付加価値化や新需要の開拓、農林漁業、飲食料品製造業、たばこ製造業等の生産性の飛躍的向上、地球規模の食料・環境問題の解決等に資することを目的として、生物系特定産業技術に関する基礎研究を推進する。

イ 様々な分野からの人材、研究手法、技術シーズ等の活用を通じて、生物系特定産業技術を用いた新事業、新雇用の創出を図ることを目的として、産学官が連携して行う異分野融合型の試験研究等を推進する。加えて、これらの成果の実用化により新事業、新雇用が創出されるよう支援を行う。

ウ 併せて、これらの研究成果や旧農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法（平成7年法律第5号）に基づく研究開発の成果について、民間等における利活用及び普及を図る。

（２）競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるため、課題の採択、単年度評価及び中間評価を適切に実施し、その結果を踏まえた研究計画の見直しや運用を図ることを通じて質の高い研究成果が得られるよう努める。その際、研究論文発表数及び特許等出願数について数値目標を設定して取り組む。中間評価については、その結果を質の高い課題の研究規模や当該課題への資金配分等に反映させる。

また、評価の公正さ、透明性を一層確保するため、採択プロセスの明確化、客観性の高い評価指標の設定、外部の幅広い分野の専門家・有識者による厳格な評価を行うとともに、その評価内容ができるだけ計量的手法を用いて、評価体制とともに国民に分かりやすい形で情報提供を行う。研究成果については、研究論文発表のほか、できるだけ計量的手法を用いて、国民に分かりやすい形で情報提供を行うとともに、事業目的に対する貢献状況の把握・分析を行い、事業運営の改善のために活用する。

中期計画

食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）及び水産基本法（平成13年法律第89号）等の基本理念を踏まえた「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術（独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第2条に規定する生物系特定産業技術をいう。以下同じ。）の開発に関する国の施策を踏まえ、生物の持つ様々な機能を高度に利用した新技術・新分野を創出するための基礎的、独創的な研究並びに様々な分野からの人材、研究手法、技術シーズ等を活用した産学官が連携して行う異分野融合型の試験研究等を推進するとともに、新事業、新雇用が創出されるよう支援を行うため、基礎的研究業務を適正かつ着実に実施する。

業務の推進に当たっては、競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるとともに、課題の採択、評価の公正さ、透明性を確保するため、以下の方針の下に業務を実施する。

（１）課題の公募・採択

特定の研究機関に限定せず、広く課題を公募するものとし、公募開始の1ヶ月前には公募に関する情報をホームページ等により公表するとともに、適宜地域での説明会を開催し、事前の周知を図る。

課題の採択に当たっては、客観性の高い評価指標に基づき、外部の専門家、有識者で構成する選考・評価委員会の審査結果を踏まえて決定する。

研究者の所属や経歴、業績等にとらわれず、研究内容に基づき評価を行い、優れた提案を選定するとともに、特定の研究者に研究資金が集中しないよう配慮する。

課題選定の時期を可能な範囲でこれまで以上に早める努力をするとともに、選定結果を課題の提案者に対して速やかに通知する。また、採択課題については、審査体制とともに、ホームページ等により速やかに公表する。

(2) 研究の管理・評価

採択課題については、あらかじめ研究期間を通じた研究計画を策定する。研究計画には、研究期間終了時点の最終目標を明確に記述するとともに、3年目を目途とした中間時点の目標を可能な限り明確に記述するものとする。

研究計画に基づき、毎年度、課題ごとに適切な手法で評価を行うとともに、その結果を踏まえて研究の見直し等を行う。また、研究機構内部に、採択課題の管理・運営支援・評価等の実務を行う研究経歴のある責任者（プログラム・オフィサー）を設置する。

3年を超える研究期間を要する課題については、研究期間の3年目に、中間評価（5段階評価）を行う。また、研究期間を終了する課題について終了時評価を行う。評価に当たっては、客観性の高い評価指標に基づき、外部の専門家、有識者で構成する選考・評価委員会を活用したピアレビュー方式で行う。

評価結果については、評価体制とともに、国民に分かりやすい形でホームページにより公表する。また、中間評価結果の高い課題については、資源配分に反映させるとともに、評価結果が一定水準（5段階評価の2）に満たない課題は原則として中止又は規模を縮小する。

研究の評価及びそれに基づく資金配分については、研究機構の研究者の応募に係る課題を含め、基礎的研究業務において管理・運営する。

日本版パイ・ドール条項（産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第30条）の適用を積極的に進め、研究実施主体のインセンティブを高める。

継続課題については、研究の評価等に係る手続を踏まえた上で、委託先の事情に起因する場合等を除き、研究継続に支障が生じないよう契約締結・確定等の事務処理を迅速に行う。

(3) 成果の公表等

委託研究を通じて、研究期間途中から、研究者による学術雑誌や学会での発表を促進し、中期目標の期間内における査読論文発表数を2,280報以上確保する。また、委託研究を通じて、知的財産権の取得に努め、中期目標の期間内に250件以上の国内特許等を出願するとともに、海外で利用される可能性、我が国の農林水産業等への影響を配慮して、特許等の海外出願を行う。

研究期間終了年度に成果発表会等を年1回以上開催するとともに、印刷物の作成やホームページへの掲載等により、できるだけ計量的手法等を用いて、国民に分かりやすい形で研究成果に関する情報提供を行う。

研究が終了した課題について、事業目的に対する貢献状況を定期的に把握・分析する。

旧農業に関する技術の研究開発の促進に関する特別措置法に基づく研究開発の成果については、現地検討会の開催、ホームページによる公表等により、生産現場への普及を進める。

指標 2 - 3

- ア 広く課題が公募されているか。課題の採択は適切に行われているか。また採択課題については審査体制を含め公表されているか。課題選定期期の早期化への取り組みが行われたか。
- イ 研究目標の設定など研究計画が適切に策定されているか。
- ウ プログラム・オフィサーの設置など研究課題の管理・運営等は適切に行われているか。
- エ 中間・終了時評価が適切に行われているか。また、評価結果が、評価体制とともに公表され、資金配分等に反映されているか。
- オ 日本版パイ・ドール条項の適用を積極的に進めているか。
- カ 論文発表及び知的財産権取得に向けた法人の方針が明確化され、研究機関に理解されているか。
- キ 査読論文発表数、国内特許等に関する数値目標の達成に向けた進捗はどうか。また、特許等の海外出願に向けた指導は適切に行われているか。
- ク 成果発表会開催など国民に分かりやすい形で研究成果に関する情報提供が行われているか。
- ケ 研究終了課題について事業目的に対する貢献状況の把握・分析が適切に行われているか。

【実績等の要約 2 - 3】

1. 選考・評価委員会による研究内容を重視した審査の結果を基に 28 課題の採択を決定し、速やかに提案者に選定結果を通知した。また、19 年度の採択課題の募集に当たっては、ホームページ上への掲載および応募要領、ポスター等の研究機関への送付により広く課題募集の周知に努めた。

2. 採択課題については、選考・評価委員およびプログラム・オフィサー等によるヒアリングを実施した上で、研究者により研究計画が策定された。
3. 研究実施や管理の経歴を有するプログラム・オフィサーを 16 名配置し、採択課題の進捗管理・運営支援・評価支援等を行った。また、プログラム・オフィサーに相応しい人材を広く求め、18 年度には新たに大学関係者（教授）を 1 名追加した。
4. 18 年度に実施中の 86 課題は中間評価又は単年度評価を実施して必要な改善を行うとともに、研究期間の最終年となる 23 課題については事後評価を実施した。18 年度の継続 81 課題については、18 年 4 月 3 日付けで委託契約を締結し、研究継続に支障の無いよう努めた。
5. 日本版バイ・ドール制度の適用を積極的に進め、18 年度に出願された特許権 46 件について受託機関に権利の帰属を認めた。
6. 研究成果については、学術雑誌や学会での発表の促進、知的財産権の取得に努めることとし、国内外の学会・シンポジウムでの発表、学術雑誌への論文掲載（424 報）、特許出願（46 件）が行われた。
7. 18 年度で終了する 23 課題を対象とした成果発表会を、3 日間にわたって東京国際フォーラムで公開で実施し、成果集の会場での配布、研究成果の概要のホームページへの掲載により情報発信に努めた。
8. 基礎的研究業務に係る研究終了課題の事業目的に対する貢献状況の把握・分析の実施に向けた基礎資料を得るため、研究終了後 5 年を経過した 20 研究課題（研究期間：平成 8 ～ 12 年度）を対象とした追跡調査を試行的に実施した。

【理事長コメント 2 - 3】

「農林水産研究基本計画」等の生物系特定産業技術に関する国の施策を踏まえて、新技術・新分野創設のための基礎的、独創的な研究、産学官が連携して行う異分野融合型の試験研究等が着実に推進されるとともに、研究課題の新規採択、評価に際しての公平性、透明性の確保等によって競争的研究資金の効果を最大限に発揮させるための業務運営が円滑に行われた。

自己評価 第 2 - 3	評価ランク	コメント
	A	「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」等の課題の公募・採択、研究の管理・評価、成果の公表の一連の業務運営が順調に行われている。研究終了後 5 年を経過した課題について追跡調査を試行した点も評価できる。

2 - 3 - 1 課題の広い公募、適切な採択、審査体制を含めた公表および課題選定期間の早期化〔指標 2 - 3 - ア〕

18 年度の課題採択に当たっては「新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業」「生物系産業創出のための異分野融合研究支援事業」それぞれについて、外部の専門家、有識者で構成する選考・評価委員会（選考・評価委員 21 名、専門委員 4 名）による審査を実施し、採択候補課題を選定した。

生研センターは、選考・評価委員会の審査結果を基に 28 課題（基礎 18 課題、異分野 10 課題）の採択を決定した。

18 年度の課題募集に当たっては、幅広く国内の産学官の研究者を対象とし、研究者の所属機関に関係なく応募が可能となるよう設定した。

選考・評価委員会が科学的・技術的意義、独創性・新規性、農林水産業等への貢献等の観点から、研究内容を重視した事業ごとの審査基準を用いて提案課題を審査することにより、研究者の所属や経歴、業績等にとらわれず、採択課題を選定した。

18 年度の採択課題については、採択課題の決定後速やかに提案者に選定結果を通知した。また、6 月 30 日にプレスリリースを行うとともに、生研センターのホームページ上で公表した。

19 年度の採択課題の募集に当たっては、提案受付開始日である平成 19 年 3 月 1 日に約 2 ヶ月先だって、同年 1 月 9 日に生研センターのホームページ上に応募要領等の募集に関する案内を掲載したほか、応募要領、ポスター等を研究機関に送付するなど、広く課題募集の周知に努めた。

表2-3-1-1 19年度課題募集のスケジュール

平成18年10月中旬～12月下旬	19年度課題募集説明会 (札幌、盛岡、仙台、つくば、東京、名古屋、富山、大阪、広島、福岡、沖縄)
平成19年 1月 9日	生研センターホームページ上で募集案内を開始
3月 1日～3月15日	研究課題の応募受付
4月	第1次審査(書類審査)
5月	第2次審査(面接審査)
	選考・評価委員会(採択候補課題の決定)
6月	採択課題の決定・公表

表2-3-1-2 募集周知の取り組み

- ・課題公募説明会
(札幌、盛岡、仙台、つくば、東京、名古屋、富山、大阪、広島、福岡、沖縄)
- ・応募要領、ポスター、ビラを試験研究機関等に送付
主な送付先：大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、民間企業
送付件数：約 1,400件
- ・生研センターホームページに募集案内を掲載
- ・科学新聞に募集案内記事を掲載
- ・Nature Japanに募集案内記事を掲載
- ・BRAINテクノニュースに募集案内記事を掲載
- ・学会、学術雑誌等のホームページに募集案内記事を掲載

2 - 3 - 2 研究計画の策定〔指標 2 - 3 - イ〕

18年度の採択課題については、選考・評価委員およびプログラム・オフィサー等により提案者に対するヒアリングを実施した上で、研究者により研究期間を通じた研究計画が策定されている。

2 - 3 - 3 研究課題の管理・運営〔指標 2 - 3 - ウ〕

生研センターに、研究実施や管理の経歴を有するプログラム・オフィサーを 16 名配置し、採択課題の進捗管理・運営支援・評価支援等を行った。

なお、プログラム・オフィサーに相応しい人材を広く求め、18年度には新たに大学関係者(教授)を 1 名追加した。

表2-3-3-1 プログラム・オフィサーの役割

- ・評価者(選考・評価委員、専門委員)候補の決定
- ・提案課題の募集基準適合性の審査
- ・資金配分案の作成
- ・研究計画に対する助言・指導
- ・課題進捗状況の把握(必要に応じて現地調査を実施)
- ・学会、学術雑誌等のホームページに募集案内記事を掲載

2 - 3 - 4 中間・終了時評価、評価結果と評価体制の公表および資金配分等への反映〔指標 2 - 3 - エ〕

18年度に実施中の課題(中間・事後評価対象を除く 59 課題：基礎 37 件、異分野 22 件)については、18年度の研究計画に基づき、プログラム・オフィサーによるヒアリングを基に選考・評価委員による単年度評価を実施するとともに、19年度の具体的な研究方法等について研究者と討議し、必要な改善を行うこととした。

研究期間の最終年となる課題(基礎 15 件、異分野 8 件)について、外部の専門家、有識者で構成される選考・評価委員会(選考・評価委員 21 名、専門委員 46 名)において、ピアレビュー方式で事後評価を実施した。

研究期間の3年目となる16年度採択20課題（基礎14件、異分野6件）および研究期間を3年と設定した課題のうち2年目となる17年度採択7課題（基礎5件、異分野2件）について、事業ごとに、外部の専門家、有識者で構成される選考・評価委員会（選考・評価委員21名、専門委員47名）において、評価項目、評価基準に基づき、ピアレビュー方式で中間評価を実施した。

16年度採択20課題の評価結果については、生研センターのホームページ上で公表した。5段階評価で、評価5は1件、評価4は8件、評価3は10件、評価2は1件であった。評価結果については、ホームページにより公表するとともに、19年度の資金配分に反映させることとしている。なお、17年度採択7課題の評価結果については、現在取りまとめ中である。

研究の評価およびそれに基づく資金配分については、農研機構の研究者の応募に係る課題とそれ以外の課題とを区別することなく、生研センターにおいて適正に実施した。

18年度の継続81課題（基礎53課題、異分野28課題）については、18年度の委託契約（合計172件；基礎59件、異分野113件）を18年4月3日付けで締結し、研究継続に支障の無いよう努めた。

2 - 3 - 5 日本版バイ・ドール条項の適用〔指標2 - 3 - オ〕

実施中の課題に係る新たな発明については、研究実施主体の特許等の取得に対するインセンティブを高めるため、いわゆる日本版バイ・ドール制度（国・特殊法人等の委託による研究開発の成果たる知的財産権を一定の条件の下で受託者に帰属させることができる制度）の適用を積極的に進め、18年度に出願された特許権46件について受託機関に権利の帰属を認めた。

2 - 3 - 6 論文発表および知的財産権取得に向けた法人の方針の明確化ならびに査読論文発表数、国内特許等に関する数値目標の達成および特許等の海外出願〔指標2 - 3 - カ、指標2 - 3 - キ〕

研究課題の管理・運営、評価などを通じて、研究成果については、研究期間途中から研究者による学術雑誌や学会での発表の促進、知的財産権の取得に努めることとした。

18年度に実施中の課題については、国内外の学会・シンポジウムでの発表が行われ、論文査読の十分に機能している学術雑誌に424報（基礎351報、異分野73報）の論文が掲載されるとともに、18年度に46件の特許出願が行われた。

2 - 3 - 7 国民に分かりやすい形での研究成果に関する情報提供〔指標2 - 3 - ク〕

18年度で終了する23課題（基礎15課題、異分野8課題）を対象とした成果発表会を、平成19年3月7日から9日までの3日間、東京国際フォーラムにて公開で実施した。

上述の課題を対象とした成果集を印刷して発表会会場で配布したほか、生研センターのホームページ上に研究成果の概要を掲載し、成果の情報発信に努めた。

2 - 3 - 8 研究終了課題の事業目的に対する貢献状況の把握・分析〔指標2 - 3 - ケ〕

基礎的研究業務に係る研究終了課題の事業目的に対する貢献状況の把握・分析の実施に向けた基礎資料を得るため、研究終了後5年を経過した新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業の第1回採択の20研究課題（研究期間：平成8～12年度）を対象とした追跡調査を試行的に実施し、その結果を取りまとめた。

業務実績報告書外 その他評価に用いられた資料

2006年度生研センター研究成果発表会（基礎研究推進事業・異分野融合研究支援事業）
新技術・新分野創出のための基礎研究推進事業 追跡調査結果（平成18年度）のエッセンス

4-③ 独法評価委員会で行うとされている本事業の年度評価は、他の大課題、中課題と並列で行う予定か。本事業を別個に行う予定はあるか。

本事業は農研機構の中期目標及び中期計画の中項目「生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進」に位置づけられており、本中項目に該当する事業は本事業（現在は本事業の前事業である2事業）のみである。評価にあたっては、この中項目すなわち本事業を1つの評価単位として、他の大課題、中課題とは別に実績把握、独法による自己評価、独法評価委員会による評価（評価ランク付け及び評価コメント）を実施する予定である。
（参考）

平成〇〇年度 農業・食品産業技術総合研究機構業務実績評価票

独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

区 分	評価ランク	コメント
総合評価		
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置		
1-1 評価・点検の実施と反映	※	
1-2 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	※	
1-3 研究支援部門の効率化及び充実・高度化	※	
1-4 産学官連携、協力の促進・強化	※	
1-5 海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	※	
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置		
2-1 試験及び研究並びに調査(別紙)		
2-2 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授	※	
2-3 生物系特定産業に関する基礎的研究の推進	※	
2-4 生物系特定産業に関する民間研究の支援	※	
2-5 農業機械化の促進に関する業務の推進	※	
2-6 行政との連携	※	
2-7 研究成果の公表、普及の促進	※	
2-8 専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	※	
第3 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	※	
第4 短期借入金の限度額	※	
第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	※	
第6 剰余金の使途	※	
第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等		
7-1 施設及び設備に関する計画	※	
7-2 人事に関する計画	※	
7-3 情報の公開と保護	※	
7-4 環境対策・安全管理の推進	※	

(注1) 評価ランク欄に※印があるものは評価を行う最小単位(評価単位)である。

4－④ 本事業の中間評価は、年度評価とは独立に実施されるのか。

独法評価の毎年度評価を本事業の中間評価と位置づけている。

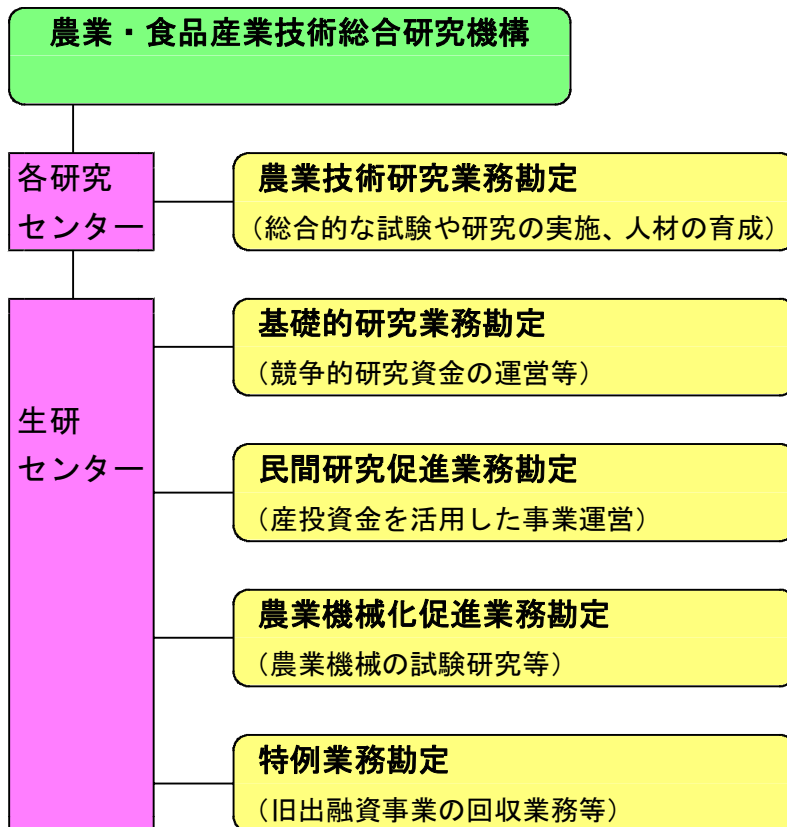
5-① (独)農研機構は、実施機関(ファンディング機関)であると同時に、研究開発実施機関(申請者)であることから、利益相反に関しては適切に対処しているか。

1. 農研機構の業務については、競争的研究資金は「基礎的研究業務勘定」、機構内の研究所が行う研究は「農業技術研究業務勘定」という異なった勘定で明確に区分して運営されている。

また、競争的研究資金を担当する組織として、「生物系特定産業技術研究支援センター(生研センター)」を設置し、専任の理事や職員を配置することにより、機構内の研究所からの独立性を保ち、競争的研究資金の配分に当たっての中立性・公平性を確保している。

2. さらに、課題の採択等に当たっては、その公平性・中立性・透明性を確保する観点から、生研センターから独立した形での外部の専門家からなる選考・評価委員会を設け、委員による厳正な審査を経て採択課題を決定し、評価結果を委員の氏名と併せ公表する仕組みを導入している(利益相反を排除するため、選考・評価委員の選任に当たっても機構内の研究者は登用していない)。

(参考)農研機構における組織及び業務勘定区分の関係



○新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

1. 計画

1-① 個別の採択研究課題について、アウトカムやロードマップはそれぞれの計画において明らかにされるのか。

実用技術開発事業においては、応募申請書に、研究終了時の技術開発の具体的な内容と数値目標、当該技術の普及により得られる効果、異分野等への波及効果、想定されるユーザーや実用化の取組プラン、年次ごとの目標や研究実施計画等を具体的に記載させることにより、個別課題ごとのアウトカムやロードマップを明確にし、採択審査や中間・事後評価における的確な評価に資するとともに、政策課題を早急に解決しうる実用技術の開発・普及の加速化を図りたいと考えている。

1-② 事前評価書に当初の目標として、「事後評価時に採択課題の80%以上が当初計画を達成することを目標としている」、としているが、本事業の目標に変更はないか。また、当初計画の達成の判断方法、目標を80%とした根拠、未達成の場合の具体的な措置、事後評価の具体的な時期について示されたい。

- 1 「事後評価時に採択課題の80%以上が当初計画を達成する」という目標は、本事業の制度全体としての目標であり、変更はない。
- 2 制度全体の目標については、
 - ① プロジェクト研究等とは異なり、事前に実施する研究内容が決まってないという競争的資金の特性上、個別具体的な成果目標を掲げることが困難なこと
 - ② 個別の採択課題ごとに実用化に向けた研究開発目標値等を具体的に掲げさせることとしており、採択課題の事後評価においてその達成度が明確に評価できること等から、「個別の採択課題ごとの事後評価の結果が当初計画を達成していると評価された課題数の割合」を制度全体の成果の指標とすることとし、また、実用化段階の研究については技術シーズがすでに開発されている一方で、研究には一定のリスクが伴うものであることを考慮して、その割合を「80%以上」とすることとしたものである。
- 3 なお、採択課題が当初計画を達成しているかどうかについては、当該課題の採択の際、具体的な研究開発目標値、アウトカムやロードマップを明確にした上で採択することとしており、外部専門家による事後評価において、当該課題が当初計画を達成しているかどうか評価してもらうこととしている。
- 4 評価結果については、未達成のものも含め技術会議事務局のホームページで公表するとともに、研究者にも通知し、今後の研究推進の参考としていただくこととしている。
- 5 採択課題の事後評価については、研究終了年度に実施することとしている。

1－③ 本事業の平成20年度予算概算要求額が、事前評価書の評価個票には31億円、一方、評価検討会資料には90億円と記載されている。予算総額の多寡は、制度の事前評価の重要な案件と考えられるが、この差異について説明されたい。

1. 事前評価書は7月2日に開催された評価専門委員会に提出したものであるが、その時点では、現行の「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」（以下、「高度化事業」）を存続させ、その中で、新規課題採択は行わないものの、これまでに採択された課題について継続して実施することとし、一方、20年度以降の新規課題の採択に当たっては、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」を創設して実施する、つまり2つの事業を併存させることを想定していた。
2. その後、省内の予算編成の過程の中で、基本的な方針、内容については変更は加えていないものの、
 - ① より合理的な事業の柱立てを行うとの観点から、「高度化事業」は廃止し、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」の中で「高度化事業」の継続課題も実施することとし、
 - ② また、8月8日に総合科学技術会議の主催により開催されたPD会議における競争的研究資金の採択率の向上を図るべきとの議論も踏まえ、できる限りその改善を図るという観点から、新規採択分の予算額も52億円に増額要求することとしたものである。
3. これらの結果、「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」については、「高度化事業」の継続課題分38億円を含めて90億円の概算要求額となったものである。

1-④ 課題応募に当たって、HPでの公表とは別に、説明会等の開催予定はあるか。

8月末の予算概算要求以降、早い段階から事業の再編・整備や新事業の概要を広く周知するため、予算概算要求状況をHPに掲載するとともに、アグリビジネス創出フェア出展募集にかかる地方説明会、全国農学系学部長会議等の機会をとらえて新事業の概要についての説明をしている。さらに、今後、民間企業や公設試を主な対象としたセミナー、ブロック単位で実施される産学官の関係者が集まるアグリビジネス創出地方フェア、研究者等を対象とした事業説明会などを開催する予定であるほか、あらゆる機会を利用して、広く周知を図ってまいりたい。

(これまでの事業説明の実施状況)

- ・アグリビジネス創出フェア出展募集にかかる地方説明会
(8月29日～9月4日, 札幌、仙台、名古屋、大阪、福岡, 大学、民間、公設試, 独法、団体等)
- ・全国農学系学部長会議
(10月4日, 広島, 大学)

(今後の主な予定)

- ・民間研究関連施策に関するセミナー
(10月25日, 東京, 民間、公設試、団体等)
- ・地域を活かす科学技術政策研修会
(11月7日, 宇都宮, 民間、公設試、団体等)
- ・アグリビジネス創出地方フェア
(11月9日～12月13日, 札幌、仙台、名古屋、大阪、岡山、福岡, 民間、大学、公設試、独法、団体等)
- ・競争的研究資金事業説明会
(12月下旬頃, 東京, 産・学・官の研究者その他の応募者)

1-⑤ 本事業において、人件費を支給できる研究者の拡大の取り組みについて示されたい。

研究者に対する研究費配分の拡大を図る観点から、

① 民間企業、私立大学等における常勤の研究者の人件費についてはエフォート分を直接経費として計上可能

② ポスドク等（非常勤研究員）の人件費は直接経費として計上可能

等の措置を実施（但し、国から運営費交付金等を交付されている独法、国立大学法人等の常勤研究者の人件費は支給対象外）しており、研究実施に際して必要となる研究者の人件費は基本的に手当てされていると考えている。

なお、見直し後の事業においても同様の運用とする方向である。

1-⑥ イノベーションの創出、研究の着実な発展のためのシームレスな仕組みの構築について、具体的な方策を示されたい。

1. 生物系特定産業技術研究支援センター（生研センター）における「イノベーション創出基礎的研究推進事業」（以下、「基礎的研究事業」という）を担当するPO及び農林水産省における「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」（以下、「実用技術事業」という）を担当するPOの間で、担当する研究課題の進捗状況、中間評価状況等の情報交換を定期的に行うことを考えている。
2. 具体的な連携方策については、今後の新たな試みとしてのPO同士のコミュニケーションを行う中で生まれてくることを期待している。例えば、「基礎的研究事業」において進捗が順調であり、行政ニーズにも適合する研究について、「実用技術事業」に移行することが妥当であると考えられる案件については、基礎的研究事業の研究最終年度の早い時期に、POの進行管理のなかで、研究計画を発展させ「実用技術事業」に応募することを研究者に助言することなどが想定される。

2. 審査体制

2-① 個別の審査の体制、審査員の選定方法について示されたい。

審査員の選定方法について 【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業】

一次審査【書面審査】

○外部委託により、外部専門家の審査員候補のリストを作成し、総括POがリストを承認。

(参考)19年度 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業での例
審査員候補 1225名
(所属機関別内訳) 大学 733名、独法 210名、
公設試 115名、民間 142名、
その他(名誉教授等) 25名
(分野別内訳) 農学系 1160名 その他(理工学系等) 65名

○審査員候補のリストの中から、外部委託先が課題ごとに4名ずつ審査員の選定案を作成。
総括POはその選定案を検討し、課題ごとに3名の審査員を決定。

二次審査【ヒアリング審査】

○総括POが、外部専門家の中から研究者情報等を参考に、研究経歴・実績、専門分野間のバランスを考慮して審査員の選定案を作成し、PDが決定。技術会議事務局長より審査員を委嘱。

(参考)19年度 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業での例
審査員 68名
(所属機関別内訳) 大学 39名、独法 5名、
公設試 4名、民間 12名、
マスコミ 6名、その他 2名
(分野別内訳) 農学系 67名、その他(工学系) 1名

2-② 課題採択の審査に当たって、農林水産省で行われている他のプロジェクトや、他府省の競争的研究資金制度採用提案との重複を排除する仕組みについて示されたい。

他の制度等で実施している課題との重複の排除については、領域設定の際に農林水産省のプロジェクト研究と重複がないよう役割分担を明確にすることとしているほか、新規採択課題の審査に当たり、次の方策により重複排除を徹底している。

- ① 申請書において、他府省を含む他の競争的研究資金制度等により現在実施している研究課題及び応募課題について、申請者自身から申告させる
- ② 第一次審査の前の段階でプログラムオフィサーが農林水産省のプロジェクト研究との重複の有無を確認
- ③ 第二次審査後、採択課題を決定する前に他府省の競争的資金の窓口を通じて採択予定課題一覧(制度名、研究代表者名、所属機関名、研究課題名、研究概要)の情報を提供し、重複調整を実施

3. 実施体制

3-① 本事業を推進する独立した推進チーム等を農林水産技術会議事務局内に設置する予定はあるか。また、本事業におけるPD、POの役割、責任、権限等、推進体制の詳細について示されたい。

1. 農林水産技術会議事務局内に、先端産業技術研究課を中心にPD、PO及び局内関係課が連携し、効果的・効率的に事業を推進する体制を整備する。
2. また、研究領域の設定等に当たっては、地方農政局等を中心とした都道府県、地域農研センター、大学、民間企業等からなる「地域研究・普及連絡会議」等を通じて地域の行政ニーズを把握するなど、行政ニーズを体系的に把握する仕組みを構築することとしている。
3. さらに、領域を設定して推進するタイプについては、必要に応じ関係行政部局、農林水産技術会議事務局が推進チームを編成し、一体となって進行管理や成果の普及等の取組を実施することとしている。

PD及びPOの業務について 【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業】

体制		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> PD 1名 (技会 首席研究開発企画官) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 総括PO 5名 (技会 研究開発企画官) <small>【作物生理・育種、バイオテック、食品工学・環境、林野、水産の分野をそれぞれ担当】</small> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> PO 20名 (予定) <small>(外部委託先より、大学、民間等の研究者に嘱託)</small> </div> </div>
PDの業務		(制度全体の統括) <ul style="list-style-type: none"> ・制度全体の方針の決定 ・審査員候補の決定 ・資金配分方針の決定 ・競争的資金の審査評価業務の総括 ・制度のマネジメントシステムの向上 ・総括PO、POへの助言、指導及び総合調整等
POの業務	総括PO	(制度運営の基本的部分が中心) <ul style="list-style-type: none"> ・各分野の研究開発の進め方に関する方針案作成 ・研究領域案の作成 ・審査員候補の選定(外部POからも意見を聴取) ・プロジェクト研究等との重複の排除、採択候補課題の分野間の調整等 ・個別課題の進行管理の全体状況を把握 ・事業全体の運営見直しの提言
	PO	(課題採択、個別課題の研究進行管理が中心) <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価に基づき、採択候補課題の作成(優先順位付け、研究費の査定、研究分担者の必要性等) ・課題採択審査の評価結果や不採択理由の開示 ・採択課題の研究計画の改善点の指摘 ・個別課題の研究進行管理(進捗状況や予算執行状況を把握。必要に応じ現地調査。) ・研究計画の変更の提言

3-② 現場対応型の課題設定（現場ニーズの把握）の具体的な方法、手順について示されたい。

1. 本事業においては、「研究領域設定型」、「現場提案型」、「緊急対応型」の3つの研究タイプを設けて推進することとしているが、このうち「研究領域設定型」については、行政ニーズに的確に対応した課題採択を行うため、あらかじめ国が、行政部局や各地域等からのニーズや技術的課題を把握した上で、農林水産政策推進上重要な領域を設定して募集を行うこととしている。
2. 一方、「現場提案型」については、研究者の自由な発想や現場の創意工夫に基づく様々な技術シーズ、研究手法を最大限に活用するため、研究領域は設定せず募集を行うこととしている。
3. また、「緊急対応型」については、年度途中で発生した農林水産分野の緊急的な政策課題に対応するため、突発事項が生じた際、その都度、課題を示して募集を行うこととしている。
4. いずれのタイプにあっても、応募のあった課題について、外部専門家による審査（一次審査（書面審査）及び二次審査（ヒアリング審査））を経て採択が決定されることとなる。